

平成 23 年度以降の「認定実務実習指導薬剤師」養成講習会の開催指針

第 1 趣旨

本指針は、「認定実務実習指導薬剤師」養成講習会（以下「講習会」という。）を実施する者が参考とすべき講習形式、内容等を定めることにより、認定実務実習指導薬剤師養成講習会の質の確保をはかり、もって認定実務実習指導薬剤師の資質の向上および薬学生の実務実習を行う病院・薬局における適切な指導体制の確保に資することを目的とするものである。

第 2 講習会の開催指針

1) 講習会実施責任者

講習会を実施する場合は、実施責任者を置き、その責任者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

2) 講習会の参加者

原則として十分な実務経験を有し、薬剤師としての本来の業務を日常的に行っているほか、学生に対する実習指導に情熱を持っている等、認定実務実習指導薬剤師となるための基本的素養を有する者であって、(財)日本薬剤師研修センター（以下、「薬剤師研修センター」という。）がとりまとめた「実務実習指導薬剤師養成研修検討委員会報告書」（平成 17 年 3 月 25 日）に記す応募資格に該当する者とする。

3) 講習会の開催日時

講習会の開催日時は、対象となる参加者の利便性を考慮して、実施責任者が決定することができる。ただし、1つの講座は同一日に行うことが望ましい。

4) 講習会の形式

講習会は、薬剤師研修センターから各都道府県薬剤師研修協議会に送付されているビデオ・DVDによるビデオ集合講習形式により実施することを原則とするが、その内容を認定委員会が承認した場合には講師による集合講習形式でも開催することができる。

4) - 1 ビデオ集合講習

次に掲げる要件を満たすこと

薬剤師研修センターの共催であること。

プログラムが用意されていること。

公開型の講習会であること（プログラムに公開型であることが明記されていること）

薬剤師研修センターが送付するビデオ・DVDを使用すること。なお、テキストは

薬剤師研修センターが所有する原稿に基づいて、原則として実施主催者が準備する。

プログラムには、30～40分程度の成果報告書作成時間が設けられ、且つ当日提出すべき旨が明記されていること。

4) -2 講師による集合講習会

次に掲げる要件を満たすこと。

薬剤師研修センターの共催であること。

テキストおよびプログラムが用意されていること。

公開型の講習会であること(プログラムに公開型であることが明記されていること)。

講師は、薬剤師研修センターが送付したビデオ・DVDに出演している講師と同レベルの講師であること。

講習時間は、原則として5)で定める時間であること。

プログラムには、30～40分程度の成果報告書作成時間が設けられ、且つ当日提出すべき旨が明記されていること。

5) 講習の内容

講習は、次に掲げる項目が含まれていること。本指針では各項目を「講座」と称する。1つの講座は、1つ以上の講義で構成することができる。

ア 学生の指導方法について(病院および薬局それぞれにおけるスケジュールの作成・評価を含む)

- ・ 時間：2時間程度
- ・ 講師：大学教員、長期実務実習生の指導経験がある薬剤師等

イ 薬剤師に必要な理念について

- ・ 時間：1時間程度
- ・ 講師：十分な知識・経験を有する薬剤師等

ウ 実務実習モデル・コアカリキュラムについて(事前学習の内容及び大学における評価を含む)

- ・ 時間：1時間程度
- ・ 講師：実務実習モデル・コアカリキュラムを熟知する大学教員、薬剤師等

オ 参加型実務実習の実施方法について(法律学の見地から)

- ・ 時間：30分程度
- ・ 講師：薬事関係法規大学教員、行政関係者等

6) 講習の受講証交付

講習を受講し、受講当日成果報告書を提出した受講者に対して、受講証が交付される。

第3 講習の受講証

受講証は、実施主催者が発行する。

受講証は、薬剤師研修センターが定めた様式（認定実務様式7）のものであること。

第4 講習会開催手順

講習会の開催手続きは、別に定める「認定実務実習指導薬剤師養成講習会開催手続き」に沿って行うこと。